

「国際目録原則覚書」における「一般原則」について

和中 幹雄

1. はじめに

2003年から2007年にかけて、フランクフルト、ブエノスアイレス、カイロ、ソウル、プレトリアの各都市において、「国際目録規則に関するIFLA専門家会議」(IFLA Meetings of Experts on an International Cataloguing Code、以下IME ICC)が開催され、1961年のパリ目録原則に代わる新たな目録原則の策定が進められてきたが、最終的に合意された文書として、2009年2月に「国際目録原則覚書」(Statement of International Cataloguing Principles、以下ICP)が公開された。現在、英語の原文とともに、日本語訳も含む23カ国語による訳文が、IFLA目録分科会のウェブサイトから入手可能となっている¹⁾。日本語訳については、国立国会図書館のサイトからも入手可能であるとともに、5年間の検討の各段階におけるドラフトの日本語訳も掲載されているので、その検討経緯を追うことができる²⁾。

ICPは、1961年のパリ目録原則に取って代わる目録原則であるが、1961年から現在までの50年近くの間の情報環境の激変を反映して、目録媒体(カード目録からオンライン目録へ)、収録対象資料(印刷図書あるいはテキスト資料中心からすべての資料種別へ)、扱うデータ(標目のみから書誌データ及び典拠データ全体へ)すべてが変遷ないし拡張され、「あらゆる種類の書誌的資源の記述目録法と主題目録法に対して、一貫した道筋を提供すること」³⁾を示すことになった。その結果、使用される用語も、「著者」(author)という用語はテキスト以外のさまざまな資料を扱うために「作成者」(creator)に、「図書」(book)は「書誌的資源」(bibliographic resource)となるように、抽象的な用語に置き換わることになるのであるが、その「序論」(Introduction)において、「この覚書は、世界の偉大な目録法の伝統と、IFLAによる「書誌レコードの機能要件」(FRBR)の概念モデルの上に構築されている」⁴⁾と記されているのを見ると、目録に関する根本的な考え方に大きな変化はないように思える。しかし、この文書で表明されている「原則」(Principles)に関する考え方は、パリ原則から大きく変更している、あるいは、大きな変更を示す「芽」が現われていると言える。それは第2章の「一般原則」(General Principles)の存在である。

本稿では、この第2章の規定がもつ意義について検討する。

ICP全体の章構成と第2章の節構成は次のとおりである。

<ICPの章構成>

序論 (Introduction)

1. 適用範囲 (Scope)

2. 一般原則 (General Principles)

- 2.1. 利用者の利便性 (Convenience of the User)
- 2.2. 用語法の一般性 (Common Usage)
- 2.3. 表現性 (Representation)
- 2.4. 正確性 (Accuracy)
- 2.5. 充分性および必要性 (Sufficiency and Necessity)
- 2.6. 有意性 (Significance)
- 2.7. 経済性 (Economy)
- 2.8. 一貫性および標準性 (Consistency and Standardization)
- 2.9. 統合性 (Integration)
3. 実体、属性および関連 (Entities, Attributes, and Relationships)
4. 目録の目的および機能 (Objectives and Functions of the Catalogue)
5. 書誌記述 (Bibliographic Description)
6. アクセスポイント (Access Points)
7. 探索能力の基盤 (Foundations for Search Capabilities)

2. ICP 作成の過程と「一般原則」に関する議論

第 2 章は、きわめて重要な位置付けとして設定されているにもかかわらず、2003 年から 5 か年かけて開催されてきた IME ICC で議論された形跡がほとんど見当たらない。

第 2 章の内容は、2003 年の第 1 回 IME ICC (フランクフルト開催) で提出された覚書草案にすでに含まれていた。しかしそれは末尾に置かれた「付録」(Appendix) に記載され、その見出しは「目録規則作成の目的」(Objectives for the Construction of Cataloguing Codes) であった。この状態は 2007 年まで続いたが、2007 年の第 5 回 IME ICC (プレトリア開催) において、二つのワーキング・グループから本文に移すことが初めて提案された。筆者が調べたかぎり、この「変更提案」(Recommendation) についての議論が唯一の議論であったようである。

その変更提案は次のようなものであった⁵⁾。

この付録には重要な情報が含まれている。文書の本体の一部とすべきである。この章全体を付録から外に出して、「序論」の後、「適用範囲」の前に置くべきである。

この提案に対して、会議参加者のコメントには次のようなものがあつた⁶⁾。

- ・記述目録法の最小要件についてのさらなる説明が必要である。(バハマ)
- ・「序論」と「適用範囲」の間に「目的」(Objectives) を挿入すると、「原則」(Principles) のテキスト全体の完全性を壊してしまう。(ロシア)
- ・賛成であるが、「目録規則作成の目的」という見出しはよくない。それは「目的」ではなく、私たちが目録作成方針を決定し、目録を作成・維持管理する際に留意しな

ければならない伝統的に受け入れられてきた「原則」であり、目録規則においても推奨されなければならない。「伝統的原則」(Traditional Principles)としてはどうか。(スペイン)

投票結果は、ロシアが反対、スロヴェニアと日本の1票(3票は賛成)の保留を除いて、大半が賛成でこの提案は採択され、本文に含まれることになった⁷⁾。

日本代表も含めて、多くの会議参加者がどこまで認識していたか定かではないが、ここには重要な論点が二つ示されている。第一は、当初の“Objectives for the Construction of Cataloguing Codes”が“General Principles”に変わった点であり、その“General Principles”が伝統的に受け入れられてきた原則であるということが明らかにされた点である。ここで述べられている“General Principles”とは、ICP覚書の第4章やFRBRで述べられている“Objectives and Functions of the Catalogue”とは異なる。つまり、パリ原則でも今回の国際目録原則でも、同じ用語“Principles”(原則)を使用しているにもかかわらず、その意味が大きく変更されたはずである。しかし、この点についての議論はなく、そこに規定されている「利用者の利便性」から始まる9項目の一般原則の内容が果たしてどのようなものかは示唆されてはいるが、明確には示されていないというのが筆者の印象である。

3. 「一般原則」の成り立ち

第2章は「いくつかの原則が目録規則作成を導く。最上位の原則は利用者の利便性である。」という文で始まっている。つまりこの章は、各国で今後目録規則を作成するにあたって保持すべき原則を示すものであり、その最上位の原則は「利用者の利便性」であると述べている。そして、この文には次のような注記が付されている⁸⁾。

書誌に関する文献、特に次の資料に掲載の Ranganathan と Leibniz の文献に基づく。
Svenonius Elaine. *The Intellectual Foundation of Information Organization*.
Cambridge, Mass.: MIT Press, 2000, p. 68. 主題シソーラスについては、採用すべき付加的な原則があるが、今のところこの覚書には含めない。

ここに引用されている Ranganathan とは、言うまでもなく、図書館学の五法則やファセット分析による分析合成型分類法であるコロン分類法で著名な、インドの図書館学者ランガナタン (Ranganathan, Shiyali Ramamrita) である。また Leibniz とは、「モナド論(单子論)」や「予定調和説」で有名な17世紀のドイツの哲学者・数学者のライプニッツ (Leibniz, Gottfried Wilhelm) である。

ランガナタンは、図書館および図書館情報学の分野で巨大な成果を挙げたことは周知であるが、目録法の分野においても大きな成果を挙げていることはあまり知られていない。少なくとも、我が国においてそれに包括的に言及した文献を筆者は目にしたことはない。

しかし彼は、1961年のパリ目録原則会議において、数多くの提案を行っている。その全体会の質疑の要旨の中に、次のようなことが記録されている⁹⁾

ランガナタン博士は、確認可能性 (Ascertainability)、影響力 (Prepotence)、永続性 (Permanence)、検索使用標目 (Sought Heading) の諸規準 (Canons)、ローカル・ヴァリエーションの原則 (Principle of Local Variation)、節減の法則 (Law of Parsimony) といった規範的原則 (Normative Principles) に関する合意を得ることが第一に重要であると考えた。彼はまた、覚書草案全体で使用されている図書 (book) という語は、文献 (document) という用語に置き換えるべきであると提案した。

ICPの「一般原則」のルーツは、1961年のパリ目録原則会議においてランガナタンが行った「規範的原則に関する合意」に関するこの提案に求められるのではないかと考える。ランガナタンの目録に関する業績全般についての検討は別稿に譲るが、本稿では、ICPの「序論」¹⁰⁾において、「世界の偉大な目録法の伝統」として、カッター (Cutter, Charles A.) の *Rules for a Dictionary Catalog*, 4th ed.、ルベツキー (Lubetzky, Seymour) の *Principles of Cataloging* と並んで引用されている、1955年刊行のランガナタンの目録理論の代表作の一つである *Heading and Canons*¹¹⁾ に基づいて、ランガナタンにおける目録法の「規範的原則」の概要を見ることとしたい。

4. ランガナタンの規範的原則

ランガナタンは、*Heading and Canons*において、目録作成の規範となる「規範的原則」(Normative Principles) を次の4段階のクラスに分けている¹²⁾。

1. 一般的法則 (General Laws)
2. 図書館学の法則 (Laws of Library Science)
3. 目録法の諸規準 (Canons of Cataloguing)
4. ローカル・ヴァリエーションの原則 (Principle of Local Variation)

4-1. 一般的法則 (General Laws)

最上位の「一般的法則」とはどのようなシステムにも適用できる法則であり、次の3つの法則が提示されている¹³⁾。

- (1) 公平性の法則 (Law of Impartiality)
- (2) 節減の法則 (Law of Parsimony)
- (3) 解釈の諸法則 (Laws of Interpretation)

「公平性の法則」(Law of Impartiality) とは、「充足理由の原則」(Principle of Sufficient Reason) とも呼ばれるもので、ライプニッツ (Leibniz, Gottfried Wilhelm) が自らの哲学体系の根幹とした「充足理由律」(principium rationis sufficientis) を起源とした次の

ような考え方である¹⁴⁾。

人間の思考は<矛盾律>と<理由律>という二大原理に基づき、前者によって数学などで真偽を判定し、後者によって、どのような存在にも十分な理由 (ratio) が存することを知る。「われわれは、事実がなぜこうであってそれ以外ではないのかということの十分な理由がなければ、いかなる事実も真であることが、あるいは存在することができず、またいかなる命題も真実であることができない、と考える。もっとも、このような理由は、ほとんどの場合われわれには知ることはできないが」(モナドロジー、32 節)

このような原理をランガナタンは「公平性の原則」(Law of Impartiality) と呼び、*Heading and Canons*では標目論を中心として次のように説明している¹⁵⁾。

標目としての使用について二つ以上の要求がある場合、どちらを選ぶにしても、十分な根拠に基づいて行わなければならない、恣意的であってはならない。例えば、共著作の場合、公平性の原則により、標目としての選択についてすべての著者名に同じ権利を与えることを推奨する。

二番目の一般的法則である「節減の法則」(Law of Parsimony) は、14 世紀のスコラ哲学者・神学者のオッカム (William of Ockham) が多用した「オッカムの剃刀」(Ockham's Razor) とも呼ばれる次のような法則である¹⁶⁾。

議論を進める上での「必要なしに多くのものを定立してはならない」という規則のことで、アリストテレスに遡源するものであるが、オッカムが議論において多用して、当時のスコラ学の理論に登場する様々な要素を次々に切り捨てたため、この名で呼ばれるようになった。この規則は、ある事象を説明するのに a と b という二つの事柄で足りるのに、さらに c という事柄を導入した説明をするのは無駄であり、オッカムの剃刀は通常は<節減の原理> (principle of economy, of parsimony) とみなされている。

この「オッカムの剃刀」は西洋起源であるが、インド哲学においても同様の原理があり、「<簡潔> (lāghava) と<冗長> (gaurava) という表現で表されるものがある。それは、まさにオッカムの剃刀の精神と同一で、何かを説明するのに必要とする存在の想定は少ない方が優れているという<節減の原理>である」¹⁷⁾と説明されているものである。

ランガナタンは、この「節減の法則」(Law of Parsimony) を次のように説明している¹⁸⁾。

特定の現象について、二つ以上の代替規則が存在する場合、固有の重要性とともに、人的資源、資料、経費および時間の総合的な経済性につながる規則を優先すべきであ

る。

「十分な根拠に基づいて行わなければならない、恣意的であってはならない」とする「公平性の法則」（あるいは「充足理由の原則」）も、「総合的な経済性につながる規則を優先すべき」という「節減の法則」も、ともに人間の思考の原理に基づくものとして定式化されている点が重要である。

三番目の一般的法則である「解釈の諸法則」（Laws of Interpretation）は、米国議会図書館の *Library of Congress Rule Interpretations* のような解釈集を前提として、そのような解釈における諸法則を述べたものである。1,008 の解釈原則が列挙されているインドの論理用語辞典“Nyaya-kosa”を引用して説明するとともに、「目録規則は法律文書と似ている。どのような規則も法律テキストのように解釈すべきである。」¹⁹⁾としている。

4-2. 図書館学の法則 (Laws of Library Science)

二番目のクラスは、図書館学の五法則として有名なもので、1928年に定式化された次の五つの法則があるのは周知のとおりである²⁰⁾。

- (1) 図書は利用するためのものである (Books are for use)
- (2) いずれの読者にもすべて、その人の図書を (Every reader his or her book)
- (3) いずれの図書にもすべて、その読者を (Every book its reader)
- (4) 図書館利用者の時間を節約せよ (Save the time of the reader)
- (5) 図書館は成長する有機体である (The library is a growing organism)

4-3. 目録法の諸規準 (Canons of Cataloguing)

三番目のクラスは、図書館学の五法則の直接的な応用として導き出される目録法の諸規準である。*Heading and Canons*では、8つの規準（カノン）が提示されている²¹⁾。

(1) 確認可能性の規準 (Canon of Ascertainability)

基本記入と副出記入の選定と付与、それぞれの記入における標目とその他のすべての要素は、文献のタイトルページおよびそれに類するページで見出せる情報によって決定しなければならない、という規準である。

(2) 影響力の規準 (Canon of Prepotence)

目録のなかで記入の位置を決めるのは標目であるが、標目だけでは決まらず、例えば記述中のタイトルや出版年などを第二排列基準とすることが行われていた。このようなことは極力避けるべきである、標目は標目でできるだけ完結させ、記述部分に影響を与えないというのが、この規準である。

(3) 検索使用標目あるいは妥当性の規準 (Canon of Sought-Heading or Canon of Relevance)

ゴーマン (Gorman, Michael) が AACR1 にメスを揮うときに依拠した "Sought Heading" という概念の元となった規準である²²⁾。すなわち、標目の選択や付与を行う場合、それらを図書館利用者が本を探すときに用いる可能性が高いものであるかどうか

かを基準として標目を決定すべきであるという考え方である。

以前は、例えば『不思議の国のアリス』の著者標目は、ペンネームの"Carroll, Lewis."ではなく、本名の"Dodgson, Charles Lutwidge."であった。

(4) コンテキストの規準 (Canon of Context)

本の製作方式、図書館サービスの方式と質、出版書目が存在するかどうかといったコンテキスト(社会的、時代的背景)を考慮して、目録規則を策定しなければならない。またこれらのコンテキストが時代によって変われば、目録規則も修正しなければならない、という規準である。電子媒体の目録作成手法もこの規準によって修正される。

(5) 永続性の規準 (Canon of Permanence)

コンテキストの変更がない限り、記入の要素、特に標目について変更してはならない、という規準である。

(6) 通用性の規準 (Canon of Currency)

分類目録において、主題を示すために用いる用語は、カレントな用語を用いなければならないという規準である。

(7) 一貫性の規準 (Canon of Consistence)

基本記入にしる副出記入にしる、その標目の選択と形式は一貫性がなければならないという規準である。

(8) 純正性の規準 (Canon of Purity)

著者標目の代わりに件名標目を基本記入に用いるといった、ある種類の記入を他の目的に利用してはならない、という規準である。

4-4. ローカル・ヴァリエーションの原則 (Principle of Local Variation)

四番目のクラスとして、ローカルの状況によって適用すべき規準として、ローカル・ヴァリエーションの原則 (Principle of Local Variation) を設定している。

5. スヴェノニアスの整理に基づく「一般原則」の導入

今回のICPにおいて、ランガナタンを発祥の地とし、スヴェノニアスが整理した目録法あるいは目録システムを設計する指導原理としての「原則」が、「一般原則」(general principles)としてICPの第2章で規定されるようになったが、その内容の詳しい解説は存在しない。しかしながら、前述した注に引用されているスヴェノニアス (Svenonius, Elaine) の著作²³⁾の第5章「記述の原則」(Principles of Description)全体が、覚書の第2章「一般原則」の内容を叙述したものと言える²⁴⁾。このような個人の著作が、それがたとえ優れたものであったとしても、詳しい説明もなくそのまま取り込まれたのにはかなり違和感を覚えるが、それはともかくとして、覚書自体には詳しい説明がないので、この第5章を読むことによって、それぞれの原則の内容を確認することとしたい。

また、スヴェノニアスの著作とICPで掲げられている原則に若干の相違があるので、その対照表を以下に挙げておく。

| Svenonius | ICP |
|---|------------------------------------|
| 1. User convenience Sub: Common usage | 1. Convenience of the user |
| 2. Representation Sub: Accuracy | 2. Common usage |
| 3. Sufficiency and necessity Sub: Significance | 3. Representation |
| 4. Standardization | 4. Accuracy |
| 5. Integration | 5. Sufficiency and necessity |
| | 6. Significance |
| | 7. Economy |
| | 8. Consistency and standardization |
| | 9. Integration |

スヴェノニアスは、5つの一般原則、ICPは9つの一般原則を提示しているが、両者は次の二点を除いて、その内容は基本的に同じである。第一の相違は、スヴェノニアスには **Economy** が存在しない点である。第二の相違は、**Common usage** は **User convenience** の下位原則、**Accuracy** は **Representation** の下位原則、**Significance** は **Sufficiency and necessity** の下位原則として規定されているが、ICPでは各原則の階層関係は示さず並列させている点である。

スヴェノニアスは、原則と目的・規則は異なることを明言し、原則とはなにかを次のように説明している²⁵⁾。

書誌的原則 (**Bibliographic principles**) は書誌的目的 (**Bibliographic objectives**) や書誌的規則 (**Bibliographic rules**) とは異なる。書誌的目的とは、利用者が文献を発見し、著作のすべての体现形を発見し隣接して表示されるなど、書誌的システムについて利用者が期待することを明文化するものである。それに対して、書誌的原則は、このようなシステムを作るために使用される書誌的言語を設計する指導原理である。この書誌的言語は通常、規則集の形式を取る。しかし、原則自体は規則ではなく、規則集を設計するためのガイドラインである。

さらに、書誌的システムのみならず、あらゆるシステムにおいてそれらの設計を支配するいくつかの一般原則が存在すること、書誌的システムに特に関連する二つの原則がある、それは、「充足理由の原則」 (**Principle of sufficient reason**) と「節減の原則」 (**Principle of parsimony**) であるとしている²⁶⁾。このように、ランガナタンの「一般的法則」のなかの「充足理由の原則」(「公平性の原則」)と「節減の原則」を、スヴェノニアスは書誌的システムに特に関連する一般原則として継承している。

この「充足理由の原則」 (**Principle of sufficient reason**) は、ICPにおいて、第2章末尾の次の規定に反映されている。

The rules in a cataloguing code should be *defensible* and *not arbitrary*. It is recognized that these principles may contradict each other in specific situations and a defensible, practical solution should be taken.

目録規則中の規定は、説明が可能でなければならない。また恣意的であってはならない。特定の状況においてはこれらの原則が相互に矛盾することがあり、説明が可能で実際的な解決策が採用されるべきことが認められる。

以下に、スヴェノニアスの著作と比較しながら、ICPにおける個々の「一般原則」の内容を確認することとしたい²⁷⁾。

5-1. 利用者の利便性の原則

<Svenonius>

Principle of user convenience Decisions taken in the making of descriptions should be made with the user in mind. A subprinciple is the

Principle of common usage Normalized vocabulary used in descriptions should accord with that of the majority of users.

<ICP>

Several principles direct the construction of cataloguing codes. The highest is the convenience of the user.

2.1. *Convenience of the user.* Decisions taken in the making of descriptions and controlled forms of names for access should be made with the user in mind.

2.2. *Common usage.* Vocabulary used in descriptions and access should be in accord with that of the majority of users.

<ICP 日本語訳>

いくつかの原則が目録規則の作成を導く。最上位の原則は利用者の利便性である。

2.1. 利用者の利便性 記述の作成およびアクセスのための名称の統制形の作成における決定は、利用者を念頭に置いて行うものとする。

2.2. 用語法の一般性 記述およびアクセスにおいて用いられる語彙は、利用者の大多数に用いられる語彙に合致するものとする。

ここでまず一点注意しておく必要がある。スヴェノニアスの著作の第5章のタイトルは「記述の原則」(Principles of Description)であるが、ここでいう「記述」(Description)という語は、「記述と標目」あるいは「記述とアクセスポイント」と併記して言われる意味での「記述」ではなく、標目やアクセスポイントをともに含んだ語として使用されている。そのため、誤解を招くことになるので、ICPでは、上記のアンダーラインの箇所がスヴェノニアスの原文に追加されている。他の原則も同様である。

「利用者を念頭に置いて行う」「最上位の原則は利用者の利便性である」といった原則は、一見当然至極のものと現在では考えられがちであるが、事はそれほど単純ではない。とい

うのも、利用者と一口で言っても、さまざまな利用者がいるからである。

カッターは、*Rules for a Dictionary Catalog, 4th ed.*において、「利用者の利便性はカタログの容易さの前に置かなければならない」という断言を至上命題にまで高めたこと、スヴェノニアスは述べている。さらに、カッターは、不慣れた利用者として、子供、取り留めのない利用者、速やかに情報を必要とする路上にいる利用者を取り上げ、その結果、ヨーロッパの伝統的な目録であった、学者のために設計された分類順目録を拒否し、不慣れた利用者が知っている名前でも情報を得ることのできるアルファベット順の辞書体目録という新たなアプローチを取るようになった歴史をスヴェノニアスは叙述している。

「用語法の一般性」(*Common usage*)は、利用者の利便性の原則から導かれる下位原則である。カッターが、用語法の一般性の原則を取り入れたのは、このアルファベット順の件名目録の文脈においてであった。「猫」という件名を付与する場合、“*Felines*”ではなく“*Cats*”を優先するというのが、この原則である。

それに対して、ランガナタンも *sought heading* という規準においてこの「用語法の一般性」という原則を認めている。すなわち、統一型データとしての標目の形式を定める場合の規準として、良く知られている形式、利用者が頭に浮かべて検索に用いる可能性の高い形式を選択する規準として導入されたものであった。

しかし、利用者の大多数に用いられる語彙に合致するものを優先するという「用語法の一般性」は時と場所が異なれば異なる。我が国で最も一般的な用語は日本語で表現されるが、外国では異なる（“*United Nations*”よりも「国際連合」の方が、日本人にとって、用語法の一般性が高い団体名である）。この問題に関わる原則が、ランガナタンの4番目の規範的原則である「ローカル・ヴァリエーションの原則」である。このような「ローカル・ヴァリエーションの原則」は、さまざまな名前の形式の機械的リンク付けが可能となってきた現在では、この原則を尊重することが比較的容易となってきた。

5-2. 表現性の原則

<Svenonius>

Principle of representation Descriptions should be based on the way an information entity describes itself. A subprinciple is the

Principle of accuracy Descriptions should faithfully portray the entity described.

<ICP>

2.3. *Representation.* Descriptions and controlled forms of names should be based on the way an entity describes itself.

2.4. *Accuracy.* The entity described should be faithfully portrayed.

<ICP 日本語訳>

2.3. 表現性 記述および名称の統制形は、実体それ自体が表している方式によるものとする。

2.4. 正確性 記述される実体が、忠実に反映されるものとする。

国立国会図書館では **Representation** を「表現性」と訳しているが、これは、「実体それ自体が表している方式によるもの」あるいは実体の忠実な反映による記述という点で、「再現性」と訳す方がいいのではないかと考えるが、ここでは、公式の訳に従っておくこととする。内容としては、ランガナタンの「確認可能性の規準」(Canon of Ascertainability) とほぼ同一である。

この原則は、「記述における転記の原則」に結びつく。その意味で、「正確性」とは、「表現性」の下位原則になっている。

この原則において重要な課題は「情報源」の規定である。西洋の図書においては、標題紙や標題紙裏はともに信頼できる情報源であり、書誌的に重要なデータが通常掲載されている。しかしながら、ほとんどの非図書資料では、標題紙に代わる便利な識別タグを欠いている。このようなさまざまな資料形態において、情報源を選択するための共通の基準が必要になる。スヴェノニアスは、①情報の包括性(最も完全で、明確で、信頼できる情報が得られる)、②情報の近接性(資料の内容に最も近い情報が得られる)、③情報の永続性(例えば容器よりも資料自体のように、最も永続性のある情報源)の3つの基準を挙げている。

しかし、我が国の図書のように、標題紙よりも奥付の方の重要性が高いため、どちらを選択するかといった問題がある。さらに、そのような情報源の優先順位の選択よりも重要な問題がある。それは、標題紙、奥付、表紙などに重要なデータの情報源が分散している点である。より包括的なデータを複数の情報源から取得してデータを合成することが、我が国では伝統的に行われてきた。このような場合、得られたデータとともに、その情報源を明示して記録することが、「正確性の原則」を保障するための唯一の方法である、とスヴェノニアスは述べている。

情報源から正確に転記したとしても、第2版が本当は第2刷にしか過ぎず、著者として表示されているのは、ゴースト・ライターであったりすることが多い。このような場合にも適用すべき原則が「表現性の原則」となる。この点について、スヴェノニアスはルベツキーを継承し、「書誌的現実が実際の現実と相反する場合、前者により強い要求がある。その理由は主として経済的(economic)なものである」と述べている。

また、「表現性の原則」には、定義上の役割がある。版とはなにか、著者とはなにかを定義することが困難な場合、版として表示されているもの、著者として表示されているものが版であり著者である。これによって、定義の曖昧さを解決することができる。これも「表現性の原則」に基づく。

5-3. 充分性および必要性の原則

<Svenonius>

Principle of sufficiency and necessity Descriptions should be sufficient to achieve stated objectives and should not include elements not required for this purpose. A subprinciple is the

Principle of significance Descriptions should include only those elements that are

bibliographically significant.

<ICP>

2.5. Sufficiency and necessity. Only those data elements in descriptions and controlled forms of names for access that are required to fulfil user tasks and are essential to uniquely identify an entity should be included.

2.6. Significance. Data elements should be bibliographically significant.

2.7. Economy. When alternative ways exist to achieve a goal, preference should be given to the way that best furthers overall economy (i.e., the least cost or the simplest approach).

<ICP 日本語訳>

2.5. 充分性および必要性 利用者タスクを充足するために必要であり、また、ある実体を独自のものとして識別するために欠かせない記述中のデータ要素およびアクセスのための名称の統制形のみを含めるものとする。

2.6. 有意性 データ要素は、書誌的に有意なものとする。

2.7. 経済性 目標を達成するための方法が選べるときには、全体としてもっとも経済的な方法を優先するものとする（すなわち、最小のコストまたはもっとも簡単な対応策）。

書誌的に意味のあるデータ要素のみに限定する「有意性」を決定するのは、「充分性および必要性」の原則である。この原則により、情報組織化システムの目的を達成するに十分な書誌記述が要求される。同時に、この目的にとって無関係なデータ要素は含まない書誌記述が要求される。

スヴェノニアスは、「充分性および必要性の原則」を「記述は、一定の目的を達成するために十分でなければならず、かつこの目的のために必要ではない要素は含むべきではない」とし、目的を限定していない。それに対して ICP は、利用者タスクの充足とともに、実体の独自のものとしての識別性に限定しているように見える。しかし、ICP が利用者タスクとしている「発見」、「識別」、「選択」、「取得」（またはアクセスの確保）、「誘導」(Navigation) すべてのタスクを充足することを想定していると仮定すると、この点では目的は限定されていないと言える。

ここで問題になるのは、限定のない (open-ended) 目的である。文献選択という目的の場合、文献を選択するのに有用かも知れないデータ要素はどれも含めようとするにより、費用のかかる詳細な記述に拡張してゆく可能性がある。同じことは、誘導 (navigation) や集中 (collocation) にも言えることである。

「充分性および必要性の原則」は、「節減の原則」(ICP の「経済性」の原則) として、記述すべきメタデータを制限するブレーキとして働くことがある。この点で、「経済性」の原則は、「充分性および必要性の原則」の下位原則として捉えることが可能である。

1990 年代初頭、OCLC は、データベースの重複レコード除去を目的として、13 のデータ要素に基づき、3600 万レコードを対象とした重複レコード発見アルゴリズムを開発した。書誌的な有意性に関する決定はむずかしいが、OCLC のアルゴリズムのように、一つの書

誌的実体の識別と他の実体との区別のために必要なデータ要素に基づき客観的な決定を行うべきであり、利用者や専門家の意見に基づくべきものではない。利用者ニーズと最終決定にバランスの取れる人に決定を委ねなければならないのは、目的に限定がない場合であると言える。

5-4. 標準性の原則

<Svenonius>

Principle of standardization Descriptions should be standardized, to the extent and level possible.

<ICP>

2.8. *Consistency and standardization.* Descriptions and construction of access points should be standardized as far as possible. This enables greater consistency, which in turn increases the ability to share bibliographic and authority data.

<ICP 日本語訳>

2.8. 一貫性および標準性 記述およびアクセスポイントの作成は、可能な限り標準化するものとする。このことはより強い一貫性をもたらし、ひいては書誌データおよび典拠データを共有する効力を増大させる。

総合目録作成のために標準目録規則を英米で最初に策定したジュエット (Jewett, Charles Coffin) 以来、書誌コントロールの歴史全体が標準確立の歴史であった。

しかしながら、過度な標準化には3つの危険性がある、とスヴェノニアスは指摘する。

第一は、「利用者の利便性」の原則との対立である。カッターは、「どの目録規則もすべての点ですべての人によって受け入れられることはできない」と、予言的に述べている。

標準化の行き過ぎによって引き起こされる第二の危険性は、書誌的な規則の基礎となっている根拠や原則が曖昧になる点である。

第三の危険性は、変化を妨げることにある。書誌的な変更は保守的にならざるを得ない面があるからである。

ICPにおいて、標準化は絶対ではなく、「可能な限り」(as far as possible) という副詞句が付されているのは、このような危険性が存するからである。

これまでの標準化の成果について、スヴェノニアスは次のように結論づけている。

カード目録の環境では、1つの正式名を選択するという標準化を必要としたが、「透明な」リンキング手法により、正式名が互換性のある名称に置き換えることが可能となった。これは、標準化の規則が全く必要でなくなったということの意味するのではなく、異なった規則が必要であることを意味するにすぎない。ローカル・ヴァリエーションの必要性を捨てないで行う標準化は、UBCの巨大な前進であったと言える。

5-5. 統合性の原則

<Svenonius>

Principle of integration Descriptions for all types of materials should be based on a common set of rules, to the extent possible.

<ICP>

2.9. *Integration.* The descriptions for all types of materials and controlled forms of names of all types of entities should be based on a common set of rules, insofar as it is relevant.

<ICP 日本語訳>

2.9. 統合性 あらゆる種類の資料の記述およびあらゆる種類の実体の名称の統制形は、適切である限り共通する一式の規定に基づくものとする。

「統合性」の原則は、すべての媒体に対して、特定の資料属性にのみ適用されるものを除いて、共通の規則を使用するための指導原理である。「標準性」の原則も「統合性」の原則もともに記述の均一性を強制するものである。前者は空間と時間を越えた均一性を、後者は資料の種類を越えた均一性を示している。書誌の実体をそれが体現されている媒体に関わらず均一に記述することが望ましいのにはいくつかの理由がある。目録の目的、特に集中 (collocation) の目的に役立つこと、書誌情報に共通のインタフェースを提供することにより利用者の利便性に役立つこと、表現の経済性を達成することにより、節減の原則に役立つことなどである。

非図書資料においては、標題紙のような信頼できる情報源がないという問題、タイトルがない資料が多いといった問題があるが、それらは、図書に準じた規定により解決可能である。

より困難な問題は、図書を中心とした用語法である。出版 (publication) と出版者 (publisher) はその一例である。多くの非図書資料を統合的に扱うためには、「出版」の概念を「public にする」というように語源的に意味を拡張しなければならない。また、「出版者」をあらゆる「公表機関」 (release agent) に拡張する必要がある。さらに、著作と版の概念に関わる定義上の問題もある。

パニッツィ以来、1 世紀半の間、利用者は著者名による情報検索を行うことを仮定してきた。しかしながら、この仮定は、多くの非図書資料には妥当しない。特に、さまざまな役割を負った多くの人々がかかわる著作 (映画その他) には妥当しない。

FRBR や国際目録原則の用語が抽象的になったのは、この「統合性」の原則に関わると言える。図書の世界とそれ以外の「統合性」に関わる課題は、今始まったばかりであると言えるかも知れない。

1) “Statement of International Cataloguing Principles.” IFLA.

<http://www.ifla.org/en/publications/statement-of-international-cataloguing-principles>

(accessed 2010-2-4)

1961 年に国際目録原則会議で採択され、広く「パリ原則」として知られている Statement of Principles (諸原則に関する声明) が「原則覚書」と訳されているのに合わせて、今回

の Statement の日本語訳も、「国際目録原則覚書」となっている。本来は、「国際目録（法）原則に関する声明」の方が、文書の性格を表現していると考えるが、IFLA に提出された公式の翻訳なので、タイトルのみならず、本文の日本語訳の引用はすべて、この国立国会図書館収集書誌部訳に依ることとする。なお、タイトルの中国語訳は「国際編目原則声明」である。

- 2) “書誌データの基本方針と書誌調整.” 国立国会図書館.
<http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/kokusai.html#02> (参照 2010-02-04)
- 3) “国際目録原則覚書.” 国立国会図書館, 2009, p. 2.
http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/ICP-2009_ja.pdf (参照 2010-02-04)
- 4) 前掲 3), p. 1.
- 5) “Report on IME ICC5 recommendations for Principles forwarded to previous IME ICC participants for discussion and voting.” Nov. 5, 2007, p. 18.
http://www.imeicc5.com/download/IMEICC5_recommendations_for_Principles_Nov_5_2007.pdf (accessed 2010-2-4)
- 6) 前掲 5), p. 18-19.
- 7) 前掲 5), p. 18.
- 8) 前掲 3), p. 2.
- 9) International Conference on Cataloguing Principles (1961 : Paris, France) *Report*. London, Organizing Committee of the International Conference on Cataloguing Principles , 1963, p.22.
- 10) 前掲 3), p. 1.
- 11) Ranganathan, Shiyali Ramamrita. *Heading and canons : comparative study of five catalogue codes*. Madras, Viswanathan , 1955. 300 p.
- 12) 前掲 11), p. 55.
- 13) 前掲 11), p. 55-57.
- 14) 廣松渉ほか編『岩波哲学・思想事典』岩波書店, 1998, p. 723.
- 15) 前掲 11), p. 56.
- 16) 前掲 14), p. 189.
- 17) 前掲 14), p. 189.
- 18) 前掲 11), p. 55.
- 19) 前掲 11), p. 56.
- 20) 前掲 11), p. 57.
- 21) 前掲 11), p.58-78.
- 22) 古川肇「ゴーマンと『英米目録規則』－ゴーマンの標目論とその影響－」『整理技術研究集録』2号, 2000.3, p.3-14.
<http://www.tezuka-gu.ac.jp/public/seiken/pub/shuroku2hurukawa.pdf> (参照 2010-02-04)
- 23) Svenonius, Elaine. *The Intellectual Foundation of Information Organization*. Cambridge, Mass., MIT Press, 2000. xiv, 255 p.
- 24) 前掲 23), p. 67-85.
- 25) 前掲 23), p. 67.
- 26) 前掲 23), p. 68.
- 27) 前掲 23), p. 67-85.を対象に論ずるが、煩雑となるので、以下、個々の引用頁の注は省く。

(わなか みきお 同志社大学)